

令和元年度第1回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年9月20日（金） 東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 22																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>工学院大学建築学部建築学科教授（委員長）</td> <td>遠藤和義</td> </tr> <tr> <td>（元）会計検査院官房審議官</td> <td>飯塚正史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）</td> <td>片桐春美</td> </tr> <tr> <td>東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授</td> <td>小池孝子</td> </tr> <tr> <td>東北公益文科大学准教授</td> <td>斉藤徹史</td> </tr> <tr> <td>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長</td> <td>仲田裕一</td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授</td> <td>堀田昌英</td> </tr> <tr> <td>弁護士（兼子・岩松法律事務所）</td> <td>森岡誠</td> </tr> <tr> <td>弁護士（オリック東京法律事務所）</td> <td>若林美奈子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（敬称略・計9名）</td> </tr> </table>	工学院大学建築学部建築学科教授（委員長）	遠藤和義	（元）会計検査院官房審議官	飯塚正史	公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）	片桐春美	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池孝子	東北公益文科大学准教授	斉藤徹史	（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田裕一	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授	堀田昌英	弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森岡誠	弁護士（オリック東京法律事務所）	若林美奈子		（敬称略・計9名）
工学院大学建築学部建築学科教授（委員長）	遠藤和義																				
（元）会計検査院官房審議官	飯塚正史																				
公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）	片桐春美																				
東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池孝子																				
東北公益文科大学准教授	斉藤徹史																				
（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田裕一																				
東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授	堀田昌英																				
弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森岡誠																				
弁護士（オリック東京法律事務所）	若林美奈子																				
	（敬称略・計9名）																				
審議事項	<p>(1) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(2) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(3) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について</p>																				
議案の概要	<p>(1)・(3) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p> <p>(2) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p>																				
委員会による審議結果報告	<p>(1)及び(2) 定例審議の結果について、了承した。</p> <p>(3) 談合情報処理審査の結果について、了承した。</p>																				
事務局からの報告	<p>「入札契約制度改革本格実施後の状況（1年経過）」について報告を行った。</p>																				
委員からの意見等の概要	<p>◎議案(1)について（議案6「卯辰川復旧治山工事」） 御蔵島島外の事業者を含め競争性を高める方策について、今後検討されたい。</p> <p>◎議案(2)について（議案4「東部スラッジプラント汚泥焼却設備3号補修工事」） 下水道設備における汚泥焼却設備の補修工事を特命随意契約で行っていることについて、当該設備は技術的進歩が激しく、当初設備設置時に仕様を標準化することが難しいことから、補修工事については当初設備設置事業者への特命随意契約とならざるを得ないとの説明であるが、これは現在の仕様を標準化する世の中の流れとは異なる考え方である。この点を含め、他事業者からの意見も聞いたうえで、特命随意契約の是非について、今後検討されたい。</p>																				

その他

◎ 委員の退任・就任に伴い、委員会の新体制について審議を行った結果、以下のとおり決定した。

- ・ 委員長…有川委員
- ・ 委員長職務代理者…若林委員（後日、有川新委員長の指名により決定）
- ・ 制度部会長…堀田委員
- ・ 第一監視部会長…若林委員
- ・ 新任委員の所属部会…堀田委員：制度部会、小見委員：第一監視部会